

○過疎地域自立促進特別措置法の適用に伴う固定資産税の課税の特例に関する条例
施行規則

平成23年12月20日

規則第21号

過疎地域自立促進特別措置法の適用に伴う固定資産税の課税の特例に関する条例施行規則(平成14年ニセコ町規則第21号)の全部を改正する。

(趣旨)

第1条 この規則は、過疎地域自立促進特別措置法の適用に伴う固定資産税の課税の特例に関する条例(平成23年ニセコ町条例第15号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(減価償却資産の取得額の合計額)

第2条 条例第2条第2項に規定する生産設備等を構成する減価償却資産の取得価格の合計額(以下「取得価格の合計額」という。)は、事業所ごとに、かつ、事業の用に供した事業年度又は年の異なるごとに算定した減価償却資産の取得価格の合計額とする。

2 前項の規定によるほか、次に掲げる場合は、それぞれ当該各号に定める額をもって取得価格の合計額とする。

(1) 一の事業所の所在地が町内と他の町村にまたがっている場合において、当該事業所の大部分が町内にある場合は、当該事業所に係る生産設備等を構成する減価償却資産の取得価格の合計額

(2) 一の事業所用地を一団地として取得することが困難であること等のため、一の事業所に係る生産設備等を町内における2以上の場所に設置している場合は、当該2以上の場所に設置した生産設備等に係る減価償却資産の取得価格の合計額

(3) 自己の所有に係る生産設備等を町外から移転した場合は、当該移転に係る生産設備等の価格

(異なる事業年度又は年にわたって事業の用に供した場合の特例)

第3条 一の事業計画のもとに新設し、又は増設した生産設備等の取得が異なる事業年度若しくは年にわたる場合においては、当該設備等の全部が完成するまで事業の用に供することができないものである限り、当該設備等の全部を事業の用に供した日を含む事業年度又は年において当該設備等が取得されたものとする。また、異なる事業年度又は年にわたって取得された生産設備等が一連の製造工程をなすものである場合は、当該設備等の全部が完成するまでに事業の用に供した場合であっても同様とする。

(課税免除の申請)

第4条 条例第5条の規定による申請は、固定資産税課税免除申請書(第1号様式)によらなければならない。

2 前項に規定する申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 職種別従業者調書(第2号様式)
- (2) 事業所の年次別建設計画及び営業実績の概要を明らかにする書類
- (3) 法人税法(昭和40年法律第34号)又は所得税法(昭和40年法律第33号)の規定による減価却資産の計算に関する明細書の写し

(課税免除の決定)

第5条 町長は、前条の規定による課税免除申請書の提出があった場合は、内容を審査の上、その申請を受けた日から30日以内に課税免除の適否を決定し、固定資産税課税免除決定通知書(第3号様式)により申請者に通知するものとする。

(変更及び廃止等の届出)

第6条 課税免除を受けている者がその適用期間中に次の各号の一に該当するに至ったときは、その事実の生じた日から10日以内にその内容を町長に届け出なければならない。

- (1) 第4条第1項に定める申請書(法人にあっては、法人登記簿を含む。)の記載事項に変更があったときは、変更申出書(第4号様式)
- (2) 操業を休止し、又は廃止したときは事業休止(廃止)届出書(第5号様式)

(課税免除の取消し通知)

第7条 町長は、条例第6条の規定により課税免除の取消をしたときは、当該課税免除を受けた者に固定資産税免除取消通知書(第6号様式)を交付するものとする。

附 則

この規則は、平成24年1月1日から施行する。

第1号様式(第4条関係)

固定資産税課税免除申請書

新(増)設者		住所(所在地)					
		氏名(名称)					
新(増)設事業所		所在地					
		名称					
業種		操業開始年月日	年	月	日		
事業の内容							
課税免除等対象事業年度							
年 月 日～ 年 月 日							
新(増)設設備を事業の用に供した年月日							
年 月 日							
適用設備の明細	家屋	種別	名称	数量(面積)	取得価格	取得時期	備考
			小計				
	償却資産						
			小計				
	合計						
	新(増)設家屋の敷地となる土地の明細	所在		面積	取得価格	取得時期	備考
		字	番地				
合計		合計					
新(増)設設備に係る増加雇用者数(日々雇用者を除く)					人		
上記のとおり固定資産税の免除をされるよう申請します。							
年 月 日							
					住所(所在地)		
					申請者		
					氏名(名称及び代表者)	印	
ニセコ町長 様							

※ 備考欄には建物の構造、機械の形式等を記入すること。

※ 添付書類は、裏面を確認してください。

(裏)

※ 設備を新設し、又は増設した日以後最初に課税免除の申請をするときは、次の書類を添付してください。変更がなければ第2年次以降は添付を省略することができます。

- 1 新設又は増設に係る設備の名称及び所在地を示す書類
- 2 設備の新設又は増設に係る事業の概要を示す書類
- 3 新設又は増設に係る設備について、事業の用に供した日、取得価格、耐用年数、特別償却の有無を明らかにする書類
- 4 会社の概要につき、次の事項を記載した書類
 - (1) 会社設立年月日
 - (2) 資本金
 - (3) 会社の沿革及び現況
 - (4) 既存事業場の所在地及び名称、事業規模並びに従業員数
- 5 事業所全体の平面見取図
 - (1) 事業所位置図(事業所の所在地がわかる図面)
 - (2) 事業所内配置図(当該設備等の配置図や建物平面図)
- 6 その他課税免除に必要な書類

第2号様式(第4条関係)

職種別従業者調書

雇用年度		職種	(担当部門係等名称)			合計
			人	人	人	
常時雇用者	操業時の雇用者		人	人	人	
	数次にわたって雇用の場合	2次 (年)				
		3次 (年)				
		4次 (年)				
パートタイマー						
計						

- ※ 本調書は固定資産課税免除申請書とともに提出してください。
- ※ 雇用期間及び勤務時間が分かる書類を添付してください。

固定資産税課税免除通知書

その1

申請者		住所(所在地)			
		氏名(名称)			
新(増)設事業所		所在地			
		名称			
区分	年度	納税通知書番号	当初税額	課税免除税額	差引納付税額
家屋			円	円	円
償却資産					
土地					
合計					
<p>年 月 日申請のあった課税免除について、上記のとおり課税免除の決定をしたので、過疎地域自立促進措置法の適用に伴う固定資産税の課税の特例に関する条例施行規則第5条の規定により通知します。</p> <p>年 月 日</p> <p style="text-align: right;">ニセコ町長 印</p> <p style="text-align: center;">様</p>					

※ この処分について不服がある場合には、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に町長に異議申し立てすることができます。

摘要 不用文字は、消して使用すること。

その2

納税者	住所(所在地)		
	氏名(名称)		
新(増)設に係る事業所 又は対象施設	所在地		
	名称		
税目	固定資産税	納税通知書番号	
年度又は事業年度(年)	年 月 日		
<p>年 月 日申請のあった課税免除については、下記の理由で課税免除の規定に該当しないので、過疎地域自立促進措置法の適用に伴う固定資産税の課税の特例に関する条例施行規則第5条の規定により不承認の通知をします。</p> <p>理由 過疎地域自立促進措置法の適用に伴う固定資産税の課税の特例に関する条例第2条 項 号に該当しないため。</p> <p>年 月 日</p> <p style="text-align: right;">ニセコ町長 印</p> <p style="text-align: center;">様</p>			

※ この処分について不服がある場合には、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に町長に異議申し立てすることができます。

摘要 不用文字は、消して使用すること。

第4号様式(第6条関係)

年 月 日

ニセコ町長 様

住所または所在地

氏名または名称 印

変更届出書

年 月 日付け、第 号で決定を受けた下記の事業について内容を変更したので、過疎地域自立促進特別措置法の適用に伴う固定資産税の課税の特例に関する条例施行規則第6条の規定により届け出ます。

記

1 事業所名

2 事業変更年月日 年 月 日

3 事業を変更した理由

4 事業の変更内容

※ 変更内容がわかるよう、固定資産税課税免除申請書に添付した書類に変更部分を明示して添付してください。

第5号様式(第6条関係)

年 月 日

ニセコ町長 様

住所または所在地

氏名または名称 印

事業休止(廃止)届出書

年 月 日付け、第 号で決定を受けた下記の事業について休止(廃止)したので、過疎地域自立促進特別措置法の適用に伴う固定資産税の課税の特例に関する条例施行規則第6条の規定により届け出ます。

記

1 事業所名

2 事業休止(廃止)年月日 年 月 日

3 事業休止(廃止)の理由

第6号様式(第7条関係)

第 号
年 月 日

住所または所在地

氏名または名称 様

ニセコ町長 印

固定資産税の課税免除取消通知書

年 月 日付け、第 号で決定した固定資産税の課税免除について、下記の理由により取消をしたので、過疎地域自立促進特別措置法の適用に伴う固定資産税の課税の特例に関する条例施行規則第7条の規定により通知します。

記

取消の理由

※ この処分について不服がある場合には、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に町長に異議申し立てすることができます。

第1号様式(第4条関係)

第2号様式(第4条関係)

第3号様式(第5条関係)

第4号様式(第6条関係)

第5号様式(第6条関係)

第6号様式(第7条関係)